

# 令和8年度広報もりおか制作支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

この要項は、令和8年度広報もりおか制作支援業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施することに関して必要な事項を定める。

## 2 業務の概要等

### (1) 業務の名称

令和8年度広報もりおか制作支援業務委託

### (2) 業務の目的

広報もりおかは、市政情報を市民に適時的確に伝えるとともに、市民の暮らしに役立つ身近な情報や盛岡のことがよく分かる読み物などを掲載することにより、市政への関心と盛岡への愛着を市民に深めてもらうことを目指している。本業務は、市が伝えたいことをさらに効果的に伝えるため、紙面制作の一部を委託し、紙面のデザインや文章表現などについて民間事業者の専門的知見を活用しようとするものである。

### (3) 業務の内容

この要項及び別紙仕様書のとおり。

### (4) 業務委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (5) 業務委託契約の上限額

4,356,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### (6) その他

本業務は、令和8年度当初予算案の成立を前提とするため、同予算案が議決されなかった場合は、この手続きを中止、又は変更することがある。

## 3 応募に関する事項

### (1) 実施要項等の配布

令和8年3月2日から実施要項、申込書等の様式を盛岡市ホームページに掲載する。

また、同日から3月11日まで、市庁舎別館6階市長公室広聴広報課で見本紙作成元データを配布する。

### (2) 提案者の資格要件

盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者のうち、業務委託等資格者名簿の広告・宣伝に登録している市内業者で、次の各号いずれにも該当する法人又は団体とする。

- ア 本業務の実施について、市の要求に応じて即時に来庁し対応できる体制を整えていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 直近 2 年間の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡市税を滞納していない者であること。
- オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- カ 企画提案申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

### (3) 提出書類の受付

#### ア 受付期間

令和 8 年 3 月 2 日から 3 月 18 日まで【必着】

（午前 9 時から午後 5 時まで、土・日曜を除く。）

#### イ 提出方法

持参、簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送による。なお、郵送により提出する場合は、封筒等の表面に「広報もりおか制作支援業務申込書」と朱書きすること。

## 4 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 申込書（様式第 1 号） 1 部
- (2) 企画提案書（様式第 2 号） 5 部
- (3) 事業予算書（様式第 3 号） 5 部
- (4) 実績調書（様式第 4 号） 5 部
- (5) 納税証明書（写し可） 1 部

※直近 2 年分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税・都市計画税、並びに直近 2 事

業年度分の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税

(6) 会社概要が分かるパンフレット等 5部

## 5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問用紙（様式第5号）を提出すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年3月2日から3月11日正午まで【必着】

(2) 質問方法

電子メールによるものとし、電子メールの件名を「広報もりおか制作支援業務委託質問」とすること。なお、メールの送信について電話連絡すること。

(3) 質問への回答

令和8年3月12日までに、盛岡市ホームページに掲載し公表する。なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。

## 6 選考に関する事項

委託候補者の選定は、「令和8年度広報もりおか制作支援業務委託候補者選考要領」に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 審査日

令和8年3月25日 ※時間と場所は別途通知する

(2) 結果の通知

選考結果は、速やかに提案者全員に通知するとともに、委託候補者を盛岡市ホームページで公表する。

## 7 委託契約の締結

契約締結の方法は随意契約とし、審査により選定された第1順位者から見積書を徴取して契約書を作成する。なお、契約内容となる仕様書については、第1順位者が提出した提案内容を基に作成するが、本業務の目的を達成するために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容の一部を変更した上で、仕様書を作成する場合がある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合には、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

## 8 留意事項

(1) この応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

- (3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）に基づき、開示等を実施する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出はできない。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を取り下げる場合には、取下書（任意様式）を提出すること。
- (6) 必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

## 9 問い合わせ先・提案書類等の提出先

盛岡市 市長公室 広聴広報課 広報係

住所：〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電話：019-613-8369（直通） ファクス：019-622-6211（代表）

電子メール：info@city.morioka.iwate.jp